

令和7年12月那須塩原市議会定例会議付議事件

議 案 番 号	件 名	主 管
議案第100号	那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について	総務部
議案第101号	令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）	総務部
議案第102号	令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	保健福祉部
議案第103号	令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）	保健福祉部
議案第104号	令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）	産業観光部
議案第105号	令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第4号）	上下水道部
議案第106号	令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第4号）	上下水道部

議案 第100号

那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部改正について

上記議案を提出する。

令和7年12月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

那須塩原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那須塩原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那須塩原市職員の給与に関する条例（平成17年那須塩原市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号中「生命保険及び損害保険の」を削り、同条第4号から第6号までを削り、同条第7号を同条第4号とする。

第10条第2項第2号オ中「6，500円」を「7，000円」に改め、同号カ中「7，500円」を「8，000円」に改め、同号キ中「9，000円」を「9，500円」に改め、同号ク中「10，000円」を「10，500円」に改め、同号ケ中「11，000円」を「11，500円」に改め、同号コ中「12，000円」を「13，000円」に改め、同号サ中「13，500円」を「14，500円」に改め、同号シ中「14，500円」を「15，500円」に改め、同号ス中「15，500円」を「16，500円」に改め、同号セ中「17，000円」を「18，000円」に改め、同号ソ中「18，000円」を「19，000円」に改め、同号タ中「19，000円」を「20，000円」に改め、同号チ中「20，500円」を「21，500円」に改め、同号ツ中「21，500円」を「23，000円」に改め、同号テ中「22，500円」を「24，000円」に改め、同号ト中「24，000円」を「25，50

0円」に改め、同号ナ中「25,000円」を「26,500円」に改め、同号ニ中「25,500円」を「27,000円」に改め、同号ヌ中「26,000円」を「29,000円」に改め、同号ネ中「27,000円」を「30,000円」に改め、同号ノ中「27,500円」を「32,000円」に改め、同号ハ中「28,500円」を「33,000円」に改め、同号ヒ中「29,000円」を「33,500円」に改め、同号フ中「30,000円」を「36,000円」に改め、同号ヘ中「31,000円」を「37,000円」に改め、同号ホ中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第16条の2第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第17条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を、「100分の60」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第17条の4第2項第1号中「した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「)を」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を」を加え、同項第2号中「基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60)」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 471,900
	2	円 196,900	円 243,300	円 277,300	円 311,300	円 334,400	円 368,500	円 422,600	円 477,200

短時 間勤 務職 員以 外の 職員	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		

47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
86	266,200	305,800	355,700			
87	266,500	306,100	356,100			
88	266,800	306,400	356,500			
89	267,100	306,700	356,700			
90	267,400	307,000	357,100			

91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

第2条 那須塩原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6

月に支給する場合には１００分の１０５、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５」を「１００分の１０６．２５」に改め、同条第３項を次のように改める。

３ 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。

第１７条の４第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０５」を「１００分の１０６．２５」に、「１００分の１２５」を、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５（特定幹部職員にあっては、１００分の１２７．５）を「１００分の１２６．２５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５０」を「１００分の５１．２５」に、「１００分の６０」、１２月に支給する場合には１００分の５２．５（特定幹部職員にあっては、１００分の６２．５）を「１００分の６１．２５」に改める。

（那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２４年那須塩原市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表１の項中「３９２，０００」を「４０５，０００」に、同表２の項中「４４０，０００」を「４５５，０００」に、同表３の項中「４９２，０００」を「５０８，０００」に、同表４の項中「５５５，０００」を「５７４，０００」に、同表５の項中「６３４，０００」を「６５５，０００」に改める。

第９条第２項中「９５」との次に「、１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」とを、「８７．５」との次に「、１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」とを加える。

第４条 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１２５」を「１００分の１２６．２５」に、「１００分の９５」と、「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」を「１００分の９６．２５」に、「１００分の１０５」を「１００分の１０

6. 25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年那須塩原市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第6条 那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年那須塩原市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

号給	給料月額
	円
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400

18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000
26	233,700
27	235,000
28	236,300
29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000
34	242,900
35	243,800
36	244,800
37	245,800
38	246,700
39	247,600
40	248,400
41	249,200
42	249,900
43	250,500
44	251,100
45	251,800
46	252,400
47	253,000
48	253,600
49	254,100
50	254,700
51	255,300
52	255,800
53	256,200
54	256,600
55	256,900
56	257,200
57	257,500
58	257,800
59	258,100
60	258,400
61	258,700

62	259,000
63	259,300
64	259,600
65	259,900
66	260,200
67	260,500
68	260,800
69	261,100
70	261,400
71	261,700
72	262,000
73	262,300
74	262,600
75	262,900
76	263,200
77	263,500
78	263,800
79	264,100
80	264,400
81	264,700
82	265,000
83	265,300
84	265,600
85	265,900
86	266,200
87	266,500
88	266,800
89	267,100
90	267,400
91	267,700
92	268,000
93	268,300

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年2月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那須塩原市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）、第5条の規定による改正後の那須塩原市長等の給与及び旅費に関する条

例（以下「市長等条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の那須塩原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の市長等条例又は第7条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例、第5条の規定による改正前の市長等条例又は第7条の規定による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付職員条例、第5条の規定による改正後の市長等条例又は第7条の規定による改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案 第101号

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第102号

令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第103号

令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第104号

令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第105号

令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第4号）

令和7年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第106号

令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第4号）

令和7年度那須塩原市下水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和7年12月19日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎